

海岸事業

10,532(10,906)百万円

対策のポイント

本事業は、海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土を保全することを目的として、海岸保全施設を整備します。

(海岸保全の現状)

- 我が国は台風の常襲地帯であり、かつ地震多発地帯にあるため、高潮や津波の来襲による海岸災害が頻発している。また、海岸侵食も全国的に顕在化してきている。

政策目標

津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

<内容>

(1) 海岸保全施設整備事業

- 高潮対策：国民経済上及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪による浸水災害から未然に防ぐため、海岸保全施設の新設又は改良を行う。
- 侵食対策：国民経済上、及び民生安定上重要な地域を波浪による海岸の侵食等から未然に防ぐため、海岸保全施設の新設又は改良を行う。
- 局部改良：事業規模が小さく原則として短年度に完成し早急に事業効果を発揮することを目的とした海岸保全施設の新設又は改良を行う。
- 補修統合：老朽化により機能が低下した海岸保全施設を、当初に計画した機能まで回復を図る。
- 耐震対策：地震発生後の津波・高潮災害を未然に防ぐため、海岸保全施設の緊急的な耐震対策を行う。

(2) 津波・高潮危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する。

(3) 海岸環境整備事業

国土保全との調和を図りつつ、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行い、併せて快適な海岸利用の向上に資するための施設整備等を行う。

【担当課：水産庁防災漁村課 03-3502-5304 (直)】